

香取市告示第113号

国土調査法（昭和26年法律180号）第6条の3第2項の規定により、千葉県知事が令和8年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月28日

香取市長 伊藤 友



1 事業計画が定められた日

令和8年4月7日

2 調査を実施する者の名称

香取市

3 調査地域

小見川、八日市場、佐原イ、佐原ロ、佐原ホの各一部地域

4 調査期間

令和8年4月7日から令和9年3月31日まで